

# 研修まとめ



かぶやパンダ  
令和7年度  
相談支援現任研

社会福祉法人 大乗福祉会  
相談支援事業所フロントライン  
主任相談支援専門員 藤井知佳

TEL:070-7579-9972 MAIL:soudanfrontline@gmail.com

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

1



## タイムテーブル



時刻	時間(分)	内 容
16:30	5	研修のふりかえり
16:35	5	個人ワーク
16:40	20	グループワーク

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

2



# 現任研修の獲得目標

1. **個別相談支援の基本**を理解し、それを基盤とした実践を行うことができる。
2. 多職種連携及び**チームアプローチ**の理論と方法を学び、実践することができる。
3. **コミュニティワーク**(地域とのつながりやインフォーマルサービスの活用、社会資源の開発等)の理論と方法を理解し、実践できる。
4. スーパービジョンの理論と方法を理解するとともに、相談支援実践においてスーパービジョンを取り入れる(**人材育成**)。

参考:障害者相談支援従事者  
研修テキスト(現任研)

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

3



# 現任研修の構造

## 告示別表

現任研修		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3.0h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談支援に関する講義及び演習	
	合計	
	24.0h	

## 標準カリキュラム

1日目	講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等の現状 (1.5時間)
		本人を中心とした支援におけるケアマネジメント及びコミュニティソーシャルワークの理論と方法 (3時間)
実践研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法 (1.5時間)		
2日目	講義演習	実習 (標準カリキュラム上は任意)
		個別相談支援とケアマネジメント (6時間)
実習 (標準カリキュラム上は任意)		
3日目	講義演習	相談援助に求められるチームアプローチ (多職種連携) (6時間)
		実習 (標準カリキュラム上は任意)
4日目	講義演習	地域をつくる相談支援 (コミュニティワーク) の実践 (6時間)

## 通知

相談支援従事者研修事業の実施について  
(平成一八・四・二一 障発〇四二一〇)

- 相談支援従事者研修事業実施要綱  
以下の標準カリキュラムを含む内容
  - ・相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム
  - ・相談支援従事者現任研修標準カリキュラム
  - ・専門コース別研修標準カリキュラム
- 都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上**の内容で実施



# 相談支援専門員に期待される役割

## 個別の支援における関係機関の連携



情報連携



協働での支援方針の検討等

## 地域における連携体制の構築



ネットワーク構築



地域課題の検討や  
解決に向けた取組の実施

### ○支援計画等の相互交換

サービス等利用計画、個別支援計画、各機関の作成する支援計画等

### ○各支援機関が必要とする情報の相互提供



オンラインの利活用も可能

### ○利用者の支援を協働で検討する会議等の開催・参加

サービス担当者会議の開催と必要な関係機関等への参画依頼

障害福祉サービス事業所等の個別支援会議や医療機関の実施するカンファレンス等への参画



### ○地域の関係機関の把握

一覧できるリスト化する等により、地域の関係機関を把握。

### ○顔の見える関係づくり

地域の関係機関を単に把握するだけでなく、連携の核となる担当者や相手方の特長等について理解するほか、可能な限り顔の見える関係構築を図る。

(自立支援) 協議会や重層的支援会議等の活用、地域の事業所の連絡会等への参加等

引用:令和6年度国研資料

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

5

## 相談支援専門員制度について（令和2年4月1日～）

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、カリキュラムの内容を充実させる改定を実施した。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行なながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する一定の実務経験の要件(※1)を追加。(※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期にわたる環境を整えるため、主任相談支援専門員研修を創設(H30年度創設、H31年度～養成開始)。

### 専門コース別研修（任意研修）

※今後カリキュラム改定や一部必須化及び主任研修受講の要件化について検討

#### 実務経験

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験（3～10年）

#### 研修修了

初任者研修  
【42.5h】  
講義・演習  
・実習

#### 相談支援専門員として配置可

- 指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二四・三・一三厚労令二七）
  - 指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二四・三・一三厚労令二八）
  - 指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二四・三・一三厚労令二九）
- （従事者）  
一般（特定・障害児）相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を置かなければならない。

#### 相談支援専門員配置要件の更新

- 5年毎に現任研修を修了  
【現任研修受講に係る実務経験要件\*1】  
相談支援従事者現任研修  
【24h】 講義・演習

+ 3年以上の実務経験

主任相談支援専門員研修  
【30h】 講義・演習

※主任研修を修了した場合、現任研修を修了したものとみなす。

#### 引き続き相談支援専門員として配置可

#### 主任相談支援専門員として配置可

#### 相談支援専門員としての配置要件

- 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（令和元・九・一〇厚労令一一三）
- 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二四・三・一三〇厚労令二二七）
- 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二四・三・一三〇厚労令二五五）

告示

基準省令

#### \*1 現任研修受講に係る実務経験要件

- ① 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。
- ② 現に相談支援業務に従事している。

ただし、初任者研修修了後、初回の現任研修の受講にあたっては、必ず①の要件を満たす必要がある。

引用:令和7年度国研資料

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

6

# 地域の相談支援体制の強化に向けた報酬や事業の活用

**計画相談支援**



**【地域での取組について】**  
(主に)場に参加する・育成に協力する

**計画相談支援・障害児相談支援**

質の向上のための取組を実施している事業所に対する報酬上の評価を充実

**●機能強化型基本報酬 (I) ~ (IV)**

- 新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員・主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

※複数事業所の協働により体制を確保する場合は、他事業所の相談支援専門員に対しても要実施。  
・基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること等。

**●主任相談支援専門員配置加算 (I) (II)**

- 常勤専従の主任相談支援専門員を配置し、当該事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を行う体制を確保した場合に算定可。

・地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

**●地域体制強化共同支援加算**

- 地域生活支援拠点等である事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有を行い、他事業者と共同で利用者等に対応し、協議会に報告した場合に算定可。

**相談支援従事者養成研修カリキュラム改定→実習の必須化**  
※より業務実施地域に近いところでの小規模分散化した演習の実施  
主任相談支援専門員の創設

**地方自治体** **基幹相談支援センター**

**【地域での取組に対し】**  
機会や場を作る・継続的に実施する

**自治体・基幹相談支援センター**

地域の相談支援体制の強化の取組を実施する体制を整備し、継続的に取組を実施

引用:令和7年度国研資料

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

7

新たに明記された基幹相談支援センターの地域の中核としての機能①

## 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制強化の取組

### 法律への明記 (障害者総合支援法77条の2第1項第3号)

「地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務」

### 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援

- 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援
  - 支援者支援
  - 事業所支援
  - 支援（業務）の検討・検証

「助言・指導」の価値観の問い合わせ  
水平性の追求・支援者も本人主体

相談支援の質と中立公正性の地域での担保

支援の質の均てん化、向上

- ① 支援の検討・検証の場の設置・運営
- ② 事業所の訪問や同行による事業所・相談支援専門員個別への支援

【協働の基盤】関係性の構築  
① 共通の知識と認識（理解）のもと  
② 共に考える

OJTが基本

スーパービジョンの重視

自治体・地域との協働

【現時点で参考となるもの】

- ① 令和3-4年度厚生労働科学研究「障害分野の研修及び実地教育（OJT）の効果の検証及び効果的な実施のための要因解明のための研究」
- ② 令和2年度厚生労働科学研究特別研究「相談支援専門員に対する実地教育に従事する者のコンピテンシーの検証」
- ③ 令和元年度厚生労働省委託事業「基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引」

28

引用:令和7年度国研資料

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

8

## 基幹相談支援センターに関する改正内容（障害者総合支援法77条の2関係）

令和6年4月1日施行

- ① **基幹相談支援センターの役割（事業及び業務）として地域の相談支援の強化の取組と「地域づくり」を追加し、明確化。** ※従来は個別相談を総合的に行う施設と規定
- ② **基幹相談支援センターの設置を市町村の努力義務化。** ※従来はできる規定
- ③ **基幹相談支援センターの設置促進や適切な運営の確保のための都道府県の役割（広域的見地からの助言等）を規定** ※新設

## 基幹相談支援センターの役割（障害者総合支援法77条の2第1項）

- **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うこととする**施設**。※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。

- ① 障害者相談支援事業（77条1項3号）・成年後見制度利用支援事業（77条1項4号）
- ② **他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務**  
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)

**新 ③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**

(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)

**新 ④ (自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**

(89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務)

個別支援（特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの）

③④が主要な「中核的な役割」

→ 上記の事業や業務を担うる、すなわち地域の中核的な役割を担うことができる障害福祉分野における経験や技術、知識を有する職員を配置することが望まれる。【主任相談支援専門員が核】

27

引用:令和7年度国研資料

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

9



## 研修ふりかえり

- ① 研修ふりかえりシートを使います。
  - ② 5分程度個人ワークでふりかえりましょう。
  - ③ 1人2分程度で意識を共有し、明日からのお志事につなげていきましょう(17:00終了)。
  - ④ 研修を通じて分からることはこの時間に解消してくださいね。
- 進行はファシリテーターでお願いします。
  - 現任研修でのご縁が今後も繋がりますように☆

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

10